

1 学校いじめ防止基本方針

「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、また地域家庭と一体となっていじめ問題の克服に努める。「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校全体に醸成し、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高め、自分がされると嫌な行為を他人に対して絶対にしない生徒を育成する。

そのために、自分も認められている、自分も大切にされているといった「居場所づくり」に努め、それによって他者を認めたり大切にしたりできる心を育てる。

また、生徒自身がいじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて行動できる力を育成する。互いのことを認め合ったり心のつながりを感じたりできる「絆づくり」をすすめる。

さらに「自己有用感」をもつことによって、いたずらに他者を否定したり、攻撃したりすることを減らし、相手を貶めて自分の存在を相対的に高めることがないように、一人一人の自己有用性を育成する。

このような視点に立って、いじめに向かわせない「授業づくり」「集団づくり」を常に見直していき、すべての生徒が授業や行事の中で活躍できる場面を設定し、いじめの未然防止に努める。

いきいきと授業に参加し、基礎的・応用的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒を育成することによって、いじめのない学習集団を形成する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

- ・ 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・ 逃げられない閉じた集団の中で、対抗力のない弱者に対して、正当な理由なく繰り返される私的制裁のことである。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・ 「いじめは絶対に許されない」との認識
- ・ 「いじめの未然防止は、学校教職員の重要課題」との認識
- ・ 「いじめは、いじめる方が悪い、いじめられる方に責任はない」との認識
- ・ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

(3) いじめの構造

いじめの心理的背景は、個人と集団の関係で分析される。個人レベルでは、いじめの根底には嫉妬（ねたみ）の感情があり、いじめると自分の中の屈折して抑圧されていた感情が解放され、快感をもたらす。集団に属することで、集団の力を借りて相手を威圧し、一人でいるときの劣等感や不安感を解消する。弱い者ほどグループに入ると威張る。一人だとおとなしい人間が、集団に入ると変身して乱暴で残酷になる。こうしていじめに誘われていく。また、いじめに参加しないと、自分がいじめられると考え、それが怖くていじめに加わってしまう心理もある。

いじめる側の心の中に、もやもやした行き場のない暗い感情があり、このことがいじめの動機につながっている。このような人間として未成熟な感情がいじめの要因である。相手を踏みにじってフラストレーションを解消する屈折した間違った方法ではなく、自信をつけて前向きに生きようとする努力が求められている。

(4) いじめの態様

悪口を言う、あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずし、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

生徒のいじめを未然に防止するために、学校・地域・家庭が一体になってその対応策を話し合う。別紙1 組織図、いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

別紙2 いじめ対策委員会の設置

4 いじめ解決の鍵

いじめは、被害者、加害者、観衆、傍観者の四層構造から成っている。四層目の傍観者は、見て見ぬふりをする者のことである。この傍観者の心が、「いじめを許さない気持ちになる」かどうか、いじめ解決の鍵になる。

5 いじめの予防

いじめの未然防止に取り組むには、「子どもというのはいじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだ」「いじめられたおかげで強くなることがある」などの考え方を正していかなくてはならない。また、人の成長にとって理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってはならないことを教職員・保護者等が共通理解するとともに、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 教科指導の充実

- ・ 規範意識、帰属意識を互いに高める集団を構築する。
- ・ 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業を展開する。
- ・ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないように配慮する。

(2) 特別活動、人権教育の充実

- ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの学習
- ・ ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・ 面談の定期的実施（4月、7月、11月）
- ・ 「生徒理解のための調査」の実施（5月）

(4) 人権教育の充実

- ・ 「学校生活に関する調査」の実施（7月、12月）
- ・ 人権意識の高揚
- ・ 講演会等の開催
- ・ 人権集会の実施

(5) 情報教育の充実

- ・ 教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・ いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 学校公開の実施

6 いじめの早期発見

いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ問題発生時の対応」に従って速やかに報告し、事実確認をする。

- ・ 学級で生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを張る。
- ・ 休み時間や昼休みなどの生徒との雑談や日誌を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ・ 定期的に行う「学校生活に関する調査」や教育相談の実施に計画的に取り組む。

7 いじめへの対応

別紙3

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

- ・ 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板などに送信する。
- ・ 特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。
- ・ 掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。
- ・ ネットいじめは犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・ フィルタリング
- ・ 保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・ 情報モラル教育の充実

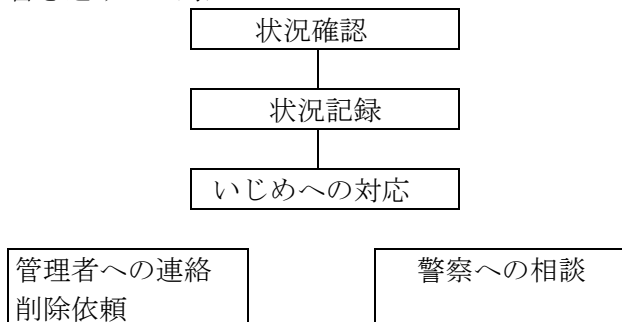
③ネット社会に付いての講話

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

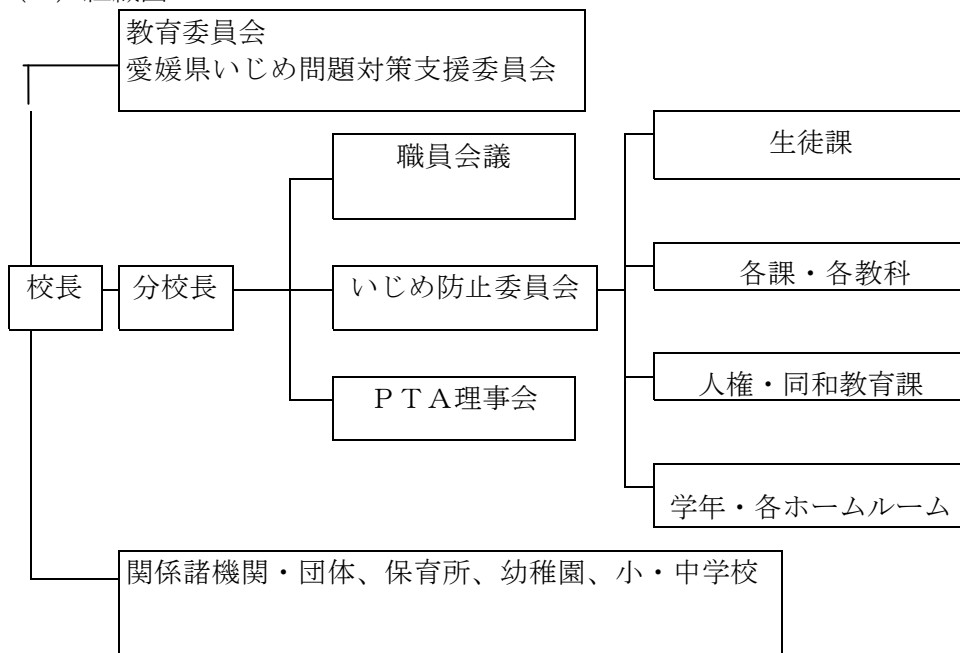
- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処

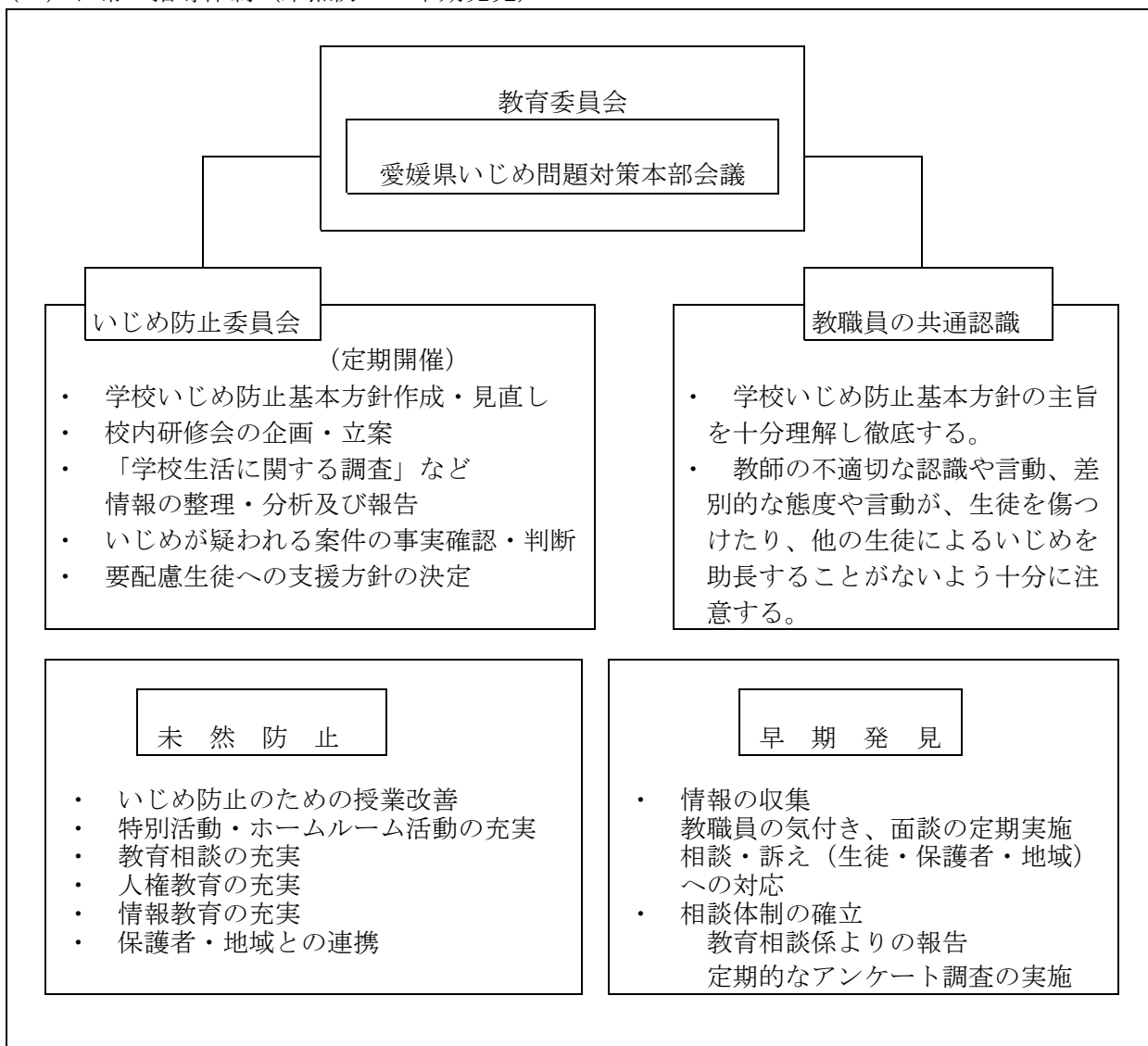


別紙1

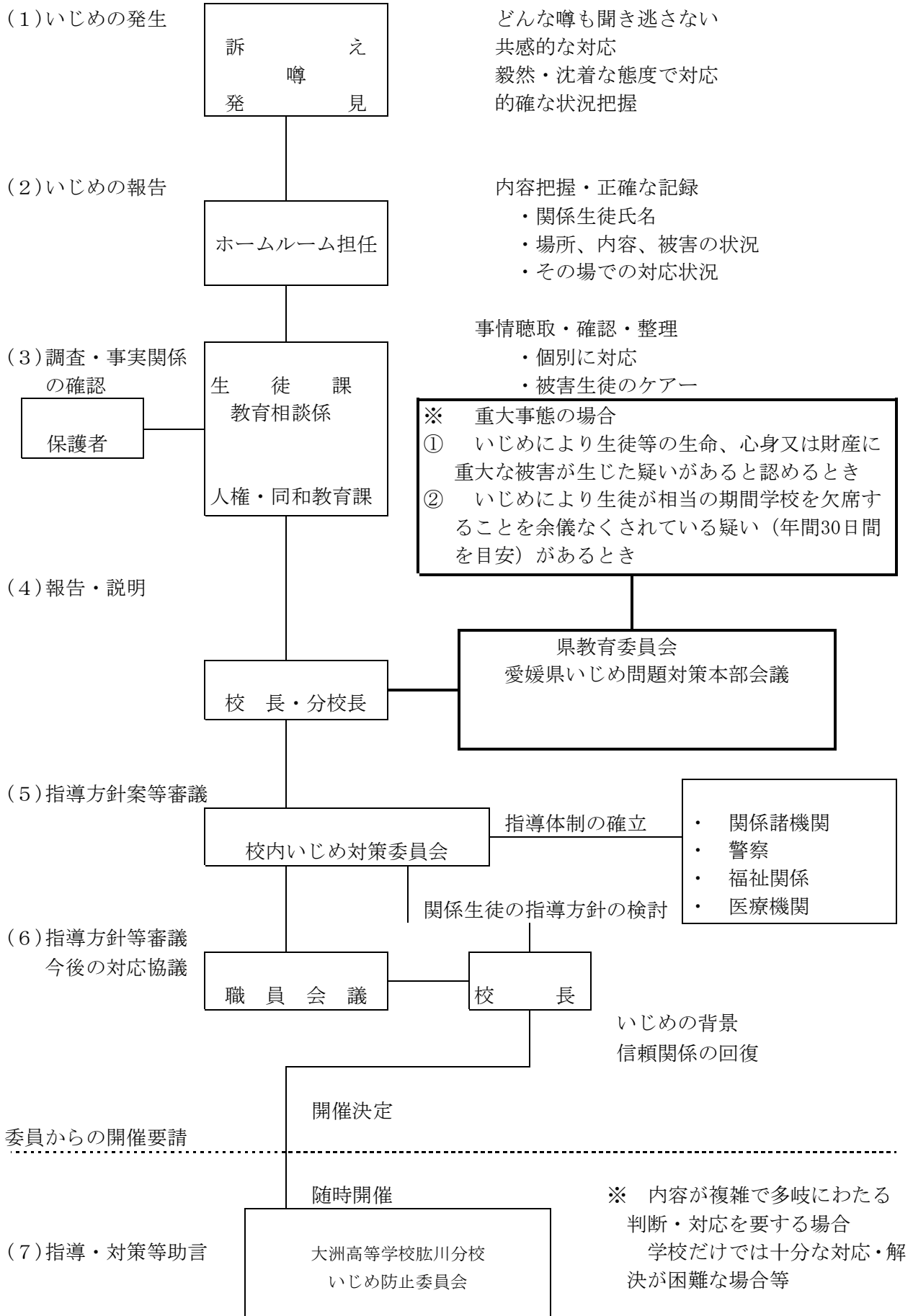
(1) 組織図



(2) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめ問題発生時の対応



指 導・対 応 の 展 開

いじめられた生徒

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 真剣に話を聴き、信頼感を与える。
- 共感的な立場に立って話を聴く。
- 「君にも問題がある」は絶対に禁物。
- 本人の申出ならば勇気を称える。
- 解決方法は、本人の同意を得て進める。
- 今後の対策について共に考える。

いじめた生徒

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- 生徒が心を開くような環境で話を聴く。
- いじめの認識があるかどうかを見極める。
- じっくり話を聴き、いじめられた者の気持ちに気付かせる。
- いじめは絶対に許されないことを十分に理解させる。
- 今後の生き方を考えさせる。

ホームルームの指導

- 事実を直接話題にして話を進める。ただし、いじめの存在を知っている生徒が少ない場合は、よく似た事例を出して話を進める。
- いじめられている生徒が苦しむ場にならないように配慮する。
- 援助の意見が出るような雰囲気作りが必要である。
- 情報源は決して明らかにしない。
- ホームルームで話し合うことについては、いじめられた生徒及び保護者の了解を得て進める。

保護者への対応

- いじめられた生徒の保護者には、その日のうちに家庭訪問するなど、できる限り早い時点で事実を連絡し、今後の対策や指導方針などの、同意を得るように努める。
- いじめた生徒の保護者にも、事実を早く連絡し、保護者としての指導を依頼するとともに、学校の方針を伝え、理解を求める。
- 必要に応じ保護者同士の話し合いの場を設定する。

観衆・傍観者への対応

- いじめ集団の中で、自分たちがいじめに加担していることに気付かせる。
- 勇気を持って保護者や教師に伝えるよう指導する。
- 困ったとき、助けられたり励まされたりしたときのうれしさに気付かせる。
- 一人一人が楽しい学校でなければ、本当の楽しさはないことを分からせる。

いじめ防止委員会

1 目 的

- (1) 生徒の安全と心身の健全な発達を推進するための対応策について協議する。
- (2) 生徒のいじめを未然に防止するために、学校・地域・家庭が一体になってその対応策を話し合う。

2 活動内容

- (1) いじめの実態について総点検を行い、その対応を協議する。
- (2) 学校教育活動全般について見直し、学校が生徒にとって活動しやすい場になっているかを検討する。
- (3) 学校・地域・家庭が一体になっていじめを防止できるようにその対応策を検討する。

3 委 員

次の委員により協議会を構成する。

- (1) 地域関係者(3名)
- (2) P T A関係者(3名)
- (3) 学校関係者(9名)

委員は、必要に応じて増員または減員することができる。

4 協議会の運営及び役員の任期

- (1) 会長は、学校長とし、本会を代表して会の運営にあたる。
- (2) 副会長は、P T A会長とし会長を補佐する。
- (3) 会長は、必要に応じて臨時に会を招集することができる。
- (4) 役員の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とする。